

報 廣

知

7

2021 Vol.651
JULY

受付

特 集

- P2 国民健康保険のさまざまな給付について
P4 人権について少し考えてみませんか？
P6 マイナンバーカードを作りませんか？
P7 高齢者医療制度に関するお知らせ
P8 堆肥の適正管理 / 鳥獣害を防ごう

表紙写真 6月1日から、市民会館ロビーに開設された新型コロナウイルスワクチンの集団接種会場で、ワクチン接種がスタートしました。

そのほかの国民健康保険の給付

出産育児一時金

被保険者の方が出産された場合、出産後に申請をすると、世帯主の方に出産育児一時金が支給されます。妊娠12週以上の出産であれば、死産、流産などは問いません。

出産時、まとまった出産費用を事前に用意する必要がない「直接支払い制度」や「受取代理制度」を利用する方法と、いったん出産費用を支払った後に直接請求し、支給を受ける方法とがあります。

【支給額】

- 産科医療補償制度に加入している医療機関で、妊娠22週目以降に出産された場合
⇒ 420,000円
- 上記以外の出産
⇒ 404,000円



葬祭費

被保険者の方が亡くなった場合、喪主の方に葬祭費20,000円が支給されます。



療養費

次のような場合、療養費の支給を受けることができます。

- 不慮の事故などで、やむを得ず保険証を持たずに医療機関で受診した場合
- 柔道整復師の施術を受けた場合
- 医師の同意を受けてあんま、はり、きゅう、マッサージを受けた場合
- 医師が必要と認めたギプスやコルセットなどの治療補装具代
- 海外で治療を受けた場合
- 手術などで、医師が必要と認めて生血を輸血したとき



交通事故などに遭ったときには...

「第三者行為被害届」をご存じですか？

国保の被保険者が、交通事故など第三者の行為によってけがをした場合にも、市に届け出ることによって保険診療が受けられます。

これは、本来であれば第三者（加害者）が責任に応じて負担すべき医療費を、国保が一時的に立て替え払いをするものです。国保が負担した医療費は、後日、国保から加害者に請求します。このため、交通事故など第三者の行為によるけがで国保を使用して治療を受ける場合は、必ず「第三者行為による被害届」を健康管理課に提出する必要があります。



第三者行為には、交通事故以外に次のような場合が含まれます。

- ・他人から暴行を受けた
- ・他人の動物にかまれた など

次のような場合は、国保を使用して治療を受けることができません。

- ・加害者からすでに治療費を受け取っているとき
- ・業務上のけがのとき
- ・酒酔い運転、無免許運転などでけがをしたとき

示談について

国保に届け出る前に加害者と示談をすると、国保から加害者に医療費を請求できないときがあります。示談をする前に必ず健康管理課へ連絡してください。

国民健康保険の給付について

国民健康保険に加入している方は、さまざまな給付を受けることができます。

今回はその内容についてご案内します。

■問い合わせ：健康管理課 国保係 ☎43-0378



高額療養費

被保険者の皆さんが病気やケガなどによる治療や入院で高額な医療費がかかったとき、その負担を軽減するための制度です。

国保では、1カ月あたりの医療費の自己負担限度額が世帯の所得に応じて定められており※表1・2、この限度額を超えた場合に高額療養費として払い戻しがあります。対象となった場合には、診療月の2カ月後（病院からの請求によっては遅れることもあります）に、市役所から案内の通知が届きます。案内が届いたら早めに手続きをお願いします。

70～74歳の方は、郵送での申請ができます！

被保険者の申請時の負担を軽減するため、対象世帯には申請書を郵便でお送りします。申請書が届いたら、必要事項を記入・押印して市に返送してください。※同じ世帯に70歳未満の支給対象者がいる場合は該当しません。

自己負担限度額とは？

国民健康保険では、1カ月あたりの医療費の限度額が右の表1・2のように決まっています。

なお、70歳未満の方と、70～74歳の方では自己負担限度額の区分や高額療養費の計算方法が異なりますのでご注意ください。

表1 70歳未満の1カ月あたりの自己負担限度額

所得区分	自己負担限度額
上位所得	ア 252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1% (多数回該当: 140,100円)
	イ 167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1% (多数回該当: 93,000円)
一般	ウ 80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% (多数回該当: 44,400円)
	エ 57,600円 (多数回該当: 44,400円)
低所得	オ 35,400円 (多数回該当: 24,600円)

表2 70歳～74歳までの1カ月あたりの自己負担限度額

所得区分	外来 (個人単位)	外来 + 入院(世帯単位)
現役並み所得者Ⅲ	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1% (多数回該当: 140,100円)	
現役並み所得者Ⅱ	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1% (多数回該当: 93,000円)	
現役並み所得者Ⅰ	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% (多数回該当: 44,400円)	
一般	18,000円 (年間14.4万円上限)	57,600円 (多数回該当: 44,400円)
低所得者Ⅱ		24,600円
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円

※月ごとの受診について計算し、保険診療対象外の費用と入院時の食事代は除きます。
※70歳未満は、レセプト単位で自己負担額21,000円以上の分が合算できます。

限度額適用認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)

入院や外来診療で、あらかじめ医療費が高くなると分かっている場合には、事前に「限度額適用認定証」を医療機関に提示することで、支払いが限度額までで済む方法があります。

70歳未満で所得区分が「上位所得・一般」の方、および70歳以上で所得区分が「現役並み所得者Ⅰ・Ⅱ」の方には「限度額認定証」、住民税非課税世帯の方には入院する場合に1食あたりの食事代(標準負担額※表3)の減額も受けられる「限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付されます。認定証の交付には、健康管理課での申請が必要です。

なお、保険税に滞納があると交付されない場合があります。

70～74歳の方で、所得区分が「現役並みⅢ」・「一般」の方は、保険証を提示することで限度額までの支払いになりますので、限度額適用認定証は必要ありません。

表3 入院時食事代の標準負担額(1食あたり)

一般(下記以外の方)			460円
住民税非課税世帯 低所得者Ⅱ	過去1年間の 入院日数	90日まで	210円
		91日以上	160円
低所得者Ⅰ			100円

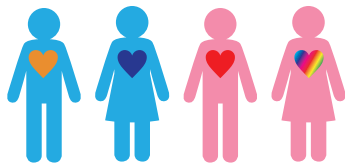
高齢者に対する人権問題

日本における平均寿命の大幅な伸びなどを背景として、社会の高齢化は極めて急速に進んでおり、介護を必要としている高齢者に対し、介護者が虐待を加えるなどの人権問題が発生しています。虐待を防ぐには、地域社会で高齢者を日常的に見守る環境が必要です。



性自認に関する人権問題

性自認（自らの性別をどのように認識しているか）に関する差別も発生しています。「身体の性」と「心の性」が一致しない人たちは、偏見の目で見られたり、適切に配慮されなかったりすることがあります。



子どもを巡る人権問題

子どもも大人と同様に基本的人権を保障されています。大人以上に人権を侵害されやすい子どもは、社会的に保護され、守らなければならない存在です。「いじめ」「体罰」「虐待」「児童ポルノ」なども人権に関する重大な問題です。



障がい者に対する人権問題

障害があっても差別されことなく自分の能力を発揮して、ともに生きることのできる社会を実現するために、地域や職場で何ができるかを考えていくことが大切です。

（障がい者に関するマークの一例）



人権擁護委員をご存じですか？

市には7人の人権擁護委員がいます。人権擁護委員は、法務大臣から委嘱された無報酬の民間ボランティアで、人権に関する悩みや心配事などの相談を受けるとともに、人権意識の普及に努めています。家庭内の問題や隣近所とのもめ事、いじめや体罰などの問題でお困りの方は、「人権・なやみごと相談所」へお越しいただくか、市民課までお問い合わせください。相談は無料で、相談内容についての秘密は堅く守られます。

西都市・宮崎人権啓発活動地域ネットワーク協議会



奥野 拓美 黒川 隆藏 黒木 いく代 黒木 裕子 児玉 邦昭 諏訪 健二 東 逸子

各関係機関でも相談を受け付けています。

受付：平日 8時30分～17時15分 ※DV相談ナビは24時間対応です。

関係機関名	電話番号	備考
宮崎地方法務局人権擁護課	0985-22-5124	
みんなの人権110番	0570-003-110	
女性の人権ホットライン	0570-070-810	
子どもの人権110番	0120-007-110	通話料無料
DV相談プラス	0120-279-889	24時間対応

インターネット人権相談受付システム

※パソコンから（大人・子ども共通）
<https://www.jinken.go.jp/>



令和3年度 人権なやみごと相談所（無料）

【日程】7月20日（火）、8月17日（火）、9月21日（火）
10月7日（木）、11月16日（火）、12月6日（月）
1月18日（火）、2月15日（火）、3月15日（火）

【時間】10時から15時まで

【場所】西都市生きがい交流広場
（宮崎太陽銀行西都支店近く）

■問い合わせ 西都市人権啓発推進協議会（市民課） ☎43-1204

人権とは、決して私たちの日常生活とかけ離れたものではありません。一人ひとりがお互いの違いを認め、他の人の人権を守ることが、ひいては、自分の人権を守ることにつながるのです。人は一人で生きていくわけではありません。だからこそ、日ごろからお互いの「違い」を認め合い、他の人の人権に配慮して生活することが重要です。

近年、大地震や台風、豪雨による災害に見舞われ、多くの被害が生じました。このような災害が地域住民に及ぼす深刻な被害、特に在留外国人、女性、子どもや障害のある人など社会的に弱い立場にある人々への影響は非常に大きいことを踏まえると、私たちはさまざまな機会に「人権について考える」ことの重要性を改めて問われているのではないのでしょうか。

人権について、もっと身近な視点から考え、小さなことから取り組んでみませんか。

●●●●●●●●●●さまざまな人権状況を見てみましょう●●●●●●●●●●

男女平等の原則における人権問題



男女平等の理念は日本国憲法に明記されており、法制上も男女雇用機会均等法などによって男女平等の原則が確立されています。しかし、今なお「男は仕事、女は家庭」といった男女の役割を固定的にとらえる意識が社会に根強く残っており、種々の男女差別を生む原因となっています。

また、配偶者やパートナーからの暴力などの問題、職場などでのセクシュアル・ハラスメントはもとより、性犯罪も人権に関する重大な問題です。

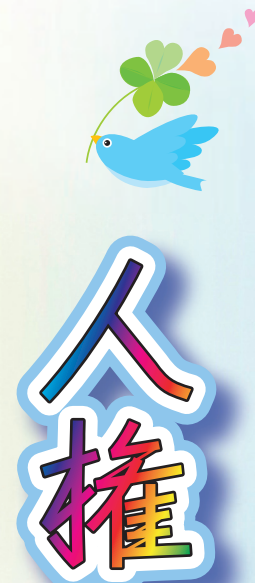
インターネットによる人権侵害問題

インターネットは、誰でも情報を受信・発信できる手軽で便利なメディアとして急速に普及し、私たちの生活に欠かせないものとなっています。その反面、匿名でどのような情報でも簡単に発信できることから、他人を中傷する表現や差別を助長する表現、個人や集団にとって有害な情報がインターネット上に掲載されるなど人権に関わる問題が発生しています。インターネットを使う私たち一人ひとりの人権意識が大切です。



このほかにも、さまざまな人権問題があります。

- 同和問題に関する人権問題
- 在留外国人の人権問題
- 新型コロナウイルス感染症に関連した人権問題 など



について
少し考えてみませんか？

来月8月は
人権啓発月間
です

保険料の特例的な軽減を見直します

問い合わせ 健康管理課 高齢者医療係 ☎43-0378

保険料均等割軽減の対象の方の月額保険料について

保険料の均等割については、これまで法令に基づく軽減（本則）に特例的に上乗せして軽減を行ってきました。

下表のとおり、令和元年度から段階的に見直しを行っており、**令和3年度が見直しの最終年度**となります。そのため、**令和3年度は、令和2年度に軽減特例の対象だった方も本則どおり7割軽減**となります。



対象者の所得要件 世帯主および世帯の後期高齢者医療の 被保険者全員の保険料軽減判定所得の 合計額	均等割の軽減割合				
	本則	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
[平成30年度における8.5割軽減の区分] 保険料軽減判定所得が33万円以下	7割	8.5割	8.5割	7.75割 月平均額が 900円⇒1,210円	7割
[平成30年度における9割軽減の区分] うち、世帯の後期高齢者医療の 被保険者全員の各種所得が0円		9割	8割	7割	

○ 保険料を年金からの引き落としで納めている方へ ○

年度の前半（4・6・8月）は前年度の2月の引き落とし額と同額となり、後半（10・12・2月）で年間の保険料を調整します。軽減割合の見直しにより、月の平均保険料額は上がりますが、10月からの引き落とし額は下がる場合があります。



マイナンバーカードを作いませんか？

マイナンバーカードはこんなに便利！

- 顔写真付きの公的な身分証明書として利用できます。
- コンビニで各種証明書を取得できます。
- 健康保険証として利用できます。（令和3年10月運用開始予定）
- 運転免許証との一本化（令和6年度末予定）



コンビニで住民票や戸籍が取れるの？

マイナンバーカードがあると、コンビニで簡単に各種証明書が取得できます！

市役所が閉庁している夜間や休日でも利用できるのが便利です。

【利用時間】毎日 6時30分から 23時まで ※メンテナンスなどの場合は除きます



取得できる証明書

- 住民票の写し（本人および同一世帯）
 - 住民票記載事項証明書
 - 印鑑登録証明書
 - 戸籍全部（個人）事項証明書★
 - 戸籍の付票の写し★
- ★上記の戸籍に関する証明書については、本籍地が西都市の方に限ります。また、利用できる時間も平日の9時～17時となります。

平日はなかなか市役所に行けません…

マイナンバーカード交付・申請のため、休日窓口を開設しています！

平日にお仕事や学校で都合がつかない方は、市役所市民課の休日窓口でマイナンバーカードの新規申請などができます。必ず本人がお越しください。完全予約制なので、必ず事前にご連絡ください。

※仕事や部活などの理由で代理受け取りはできません。

【開設日】7月4日（日）、7月11日（日）、8月8日（日）、8月29日（日）

※各月の開設日は、市からの「お知らせ」または市ホームページをご覧ください。

【開設時間】9時から15時まで



カードの申請ってむずかしそう…

新規申請補助サービスを実施しています！

- 市民課窓口または各支所で、写真を無料で撮影します。
- 職員がタブレット端末を操作して、申請をサポートします。
- 一度窓口に来れば、マイナンバーカードが郵送でご自宅に届きます（約1～2カ月後）。
- 完全予約制です。必ず事前にご連絡ください。

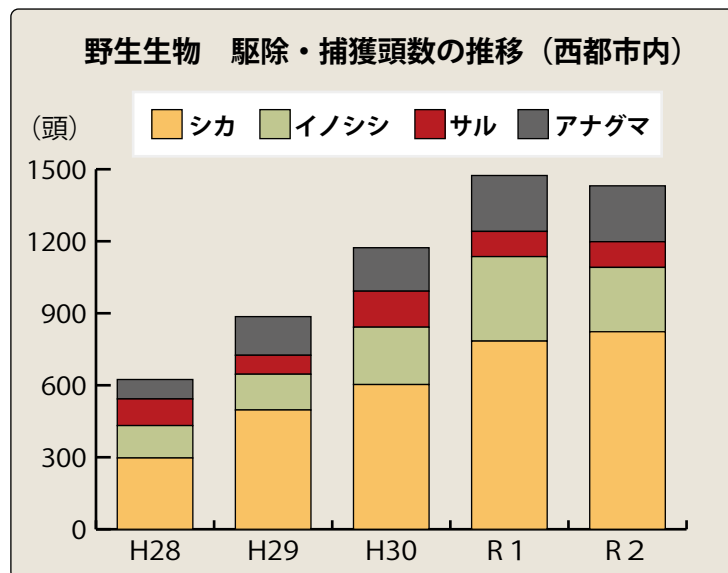
問い合わせ

市民課 (マイナンバーカード係)	☎35-3020
穂北支所	☎43-1113
三納支所	☎45-1111
都於郡支所	☎44-5222
三財支所	☎44-5111
東米良支所	☎49-3031

みんなで目指す 害獣ゼロのまちづくり

■問い合わせ 農林課 林務係 ☎ 32-1013

山に囲まれた本市では、昔からイノシシやシカ、サルなど多くの野生動物が生息しています。以前は山間部のみで生息が確認されていましたが、近年では中山間部やその周辺、平野部にも生息区域が拡大しており、それとともに農作物への被害や市街地への出没が発生しています。



放任果樹の撤去を！

未収穫の果実は野生鳥獣にとって格好のエサになります。

地域周辺や、高齢者の一人暮らしの庭にある果樹は、収穫されないまま放置されることが多いため、木を撤去するなど、未収穫の果実をなくすようにしてください。



捨てられたミカンやピーマンも、野生動物たちにはごちそう！

本市における獣害対策

本市では、野生動物による被害を防止するため、「有害鳥獣駆除実施隊」による駆除や捕獲、巡視員による見回りや追い払い活動を行っています。また、各種補助事業を活用し、農作物への獣害を防止する電気柵などの設置に対する補助のほか、有害鳥獣駆除に従事する方を増やすため『第一種狩猟免許』や『わな猟免許』の取得に対する助成を行っています。

野生動物が近づかない環境づくり

本来は山間部に住む野生動物が、平野部の田畑や人の住む場所に来るのは、山間部より簡単にエサを得やすいことが原因です。

田畑や住居周辺にエサがなければ、危険を冒してまで平野部に来ることはありません。個人や地域全体で、野生動物が近づかない環境づくりを目指しましょう。



野菜クズも撤去しよう

商品にならない野菜クズでも、野生動物にとっては栄養価が高いごちそうです。その野菜クズを地域周辺の山や田畑に放置したり捨てたりすることは、野生動物を呼び寄せて餌付けすることと同じです。そうして呼び寄せた野生動物が、収穫前の農作物にまで被害を及ぼすようになります。「野菜クズだから大丈夫」と思わず、野菜クズを放置したり捨てたりする行為は絶対にやめましょう。

堆肥の適正管理と堆肥化施設の発火対策について

■問い合わせ 農林課 畜産振興係 ☎ 32-1004

堆肥の適正な管理について

堆肥は、適正な管理を怠る（野積みなど）と、悪臭、害虫の発生、道路や河川への流出が起こり周囲に迷惑をかけることになります。

本市へも悪臭などの苦情が寄せられています。



堆肥が野積みされている様子

◎堆肥を保管する場合の注意点

堆肥は床をコンクリート張りにし、雨などで施設の外に流出しないように屋根、側壁を設けた堆肥舎に保管してください。

畑など堆肥舎の外に置く場合は、堆肥の上下を防水シートなどで覆い、風で飛ばされないように固定してください。

堆肥舎の屋根、側壁などの破損やシートの破れがないかを定期的に点検してください。

良い例



屋根や側壁を設けた堆肥舎で保管している

畜産農家の皆さんへ

- 発生するふん尿の量を把握してください。
- 必要に応じて堆肥舎の増設・改修を行ってください。

耕種・園芸農家の皆さんへ

- 必要以上の堆肥を購入しないでください。
- 堆肥は少量でも堆肥舎などの施設に保管してください。

◎堆肥をまく場合

風の強い日を避け、散布したらできるだけその日のうちに耕うんして、臭いを抑える対策をしてください。

堆肥を圃場に運搬する場合は、道路に落下しないように注意してください。

落下した場合はきれいに掃除してください。

悪い例



道路に落下したまま放置している

◎堆肥化施設の発火対策について

市内の堆肥化施設で火災事故が発生した事例がありました。

これからは高温期となり発酵熱が放散しにくい状況となるため、堆肥の炭化や自然発火が発生しやすい環境となります。

堆肥化施設において堆肥処理を行う際は次の点にご注意いただき管理をお願いします。

- 堆肥の積み上げは**3m 以下**とする。
- 堆肥の温度が**60℃を超えたら切り返し**を行う。
- 堆肥の堆積場所や、堆肥化施設の周りに**燃えやすい物を置かない**。



ちいさな美術館



アジサイとカタツムリ、それを笑顔で見ているお母さんを描いたよ。折り紙を使ってカラフルにしたよ！

きした みこと ちゃん

穂北保育園・5歳
作品「カタツムリとアジサイとおかあさん」



みやざきマンゴーの日(5/25)をPR

5月18日、ハウスマンゴー部会が「太陽のタマゴ」を贈呈。5月25日はみんなでマンゴー(5)食べてにっこり(25)する、マンゴーの日です。



農林課 ☎ 32-1003



映画「みちのみちのり」監督 表敬訪問

5月18日、古木洋平監督が市長を表敬しました。映画「みちのみちのり」は「記紀の道」に関わる地域の方の想いや風景を撮影した記録映画です。



建設課 ☎ 43-0381

「国文祭・芸文祭」みやざき2020
西都市総合文化フェスティバル 展示作品募集！

市総合文化フェスティバルでは「美術展」、「芸能大会」、「障がい者アート展」、「小中学校作品展」、「『つま』の街写真コンテスト」の各部門が行われます。今回は、その中の「美術展」、「『つま』の街写真コンテスト」の作品募集のお知らせです。



●「美術展」の作品募集について

- 【部門】 絵画、書、写真、彫刻・工芸
- 【会場】 市民会館（搬入、展示ともに）
- 【展示日程】 9月18日（土）～26日（日）
9時～17時
※9月26日（日）は16時まで
- 【出品点数】 各部門とも1人2点まで
※応募作品は未発表のものとする。
- 【作品搬入】 9月4日（土）～5日（日）9時～17時
- 【作品審査】 9月9日（木）
- 【表彰式】 9月18日（土）
- 【作品搬出】 9月26日（日）～28日（火）9時～17時
※9月26日（日）は16時～18時。
- 【応募資格】 西都市民または市内に勤務・通学している人（高校生以上）

●「『つま』の街写真コンテスト」の作品募集について

- テーマは「つま」「ツマ」「妻」「tsuma」…。色んな「つま」。四季折々の「つま」。「つま」に関係あるものならモチーフは自由。パラエティに富んだ作品を募集します。
- 【展示会場】 まちなかギャラリー夢たまご等
- 【応募受付期間】 7月1日（木）～8月13日（金）
※期間内必着
- 【作品審査】 8月28日（土）
- 【展示日時】 9月18日（土）～26日（日）
9時～17時
- 【応募資格】 アマチュアの方のみ
※応募点数は1人5点まで。

※応募用紙など詳細については、下部の問い合わせ先にお電話ください。

問い合わせ 国民文化祭西都市実行委員会事務局（社会教育課内）☎ 43-3479

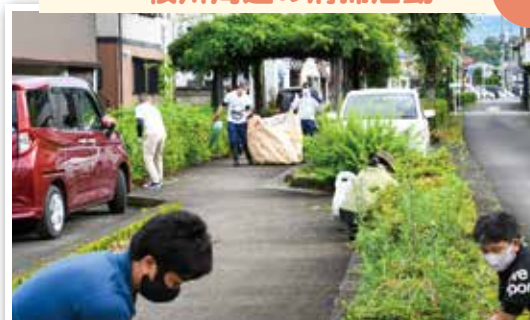
わが家のアイドル（未就学児）・紙面で紹介してほしい市民（小学生以上）の情報を募集中しています。総務課 秘書広報係まで
TEL 35-3001 メール：koho@city.saito.lg.jp

さいとの話 だい

西都市内であった出来事や市政の動き、活躍する市民の方や学生の声などを紹介します。

桜川周辺の清掃活動

6/6



地元高校生も参加し
桜川周辺を掃除しました

桜川周辺の清掃ボランティア活動が行われました。これは、「桜川を憩いとする会」が毎月第1日曜日の朝に、桜川周辺の清掃活動を行っているものです。この日は地元出身の高校生も参加し、桜川周辺の道路のゴミを拾ったり、妻線跡駐車場の雑草を抜いたりして清掃を行いました。湿度が高く、蒸し暑い朝でしたが、参加者は汗をぬぐいながら熱心に作業に取り組んでいました。

学校給食でスイートコーン提供

5/18



合計1,300本のスイートコーンが提供されました

市内小中学校の給食で西都産スイートコーンがふるまわれました。これは、地元農産物のおいしさを子どもたちに味わってもらおうと、市園芸振興協議会から毎年提供されているもので、地産地消推進の取組の一つでもあります。取材した穂北小学校では、児童や先生たちが、旬の甘いスイートコーンを口いっぱいにはお張る姿が見られ、そのおいしさに夢中になっていました。

小学生の作文

題名 『ぼくたちの住む銀鏡のよさ』



銀上小学校 5年
くろせ そうすけ
黒瀬 蒼介 さん

ぼくは銀鏡に来て、まだ2ヶ月しかたっていないのですが、銀鏡のよいところをたくさん知ったので、今からそれを伝えたいと思います。

1つ目は、やさしい人が多いことです。ある日、里親さんの家にたくさんの方が来る機会があり、「少しでも多くの人と話したいな・・・。」と思い、近くの人の人に声をかけたら、とても口調がやわらかく話しやすかったのを覚えています。そして、銀鏡の多くの方が、このように、やさしく、とても良い人だと知りました。

2つ目は、休日に友達とたくさん遊んだり、話したりできることです。休日勉強をした後、友達が家に来てくれて遊んだり、たくさんの自然体験をしたり、たとえ年れいが違っていても話ができます。その楽しい時間は本当に幸せで、土日があつという間に過ぎてしまいます。

他にも銀鏡のよさはたくさんあります。この銀鏡にいる時間を大切にしたいと思います。

市長コラム vol.4

新型コロナウイルス感染症対策について

昨年の1月に我が国において初めて確認された新型コロナウイルス感染症は、またたく間に全国に拡大し、同年3月には本県でも感染が確認されました。このコロナ禍は日常生活や経済活動に多大な影響を与え、私たちの暮らしを一変させました。マスクの着用や3密の回避、手洗いと消毒の徹底は習慣となり、現在も続いています。

本市では感染拡大防止のための予防方法について、チラシや防災無線を通して市民の皆さまに協力を呼びかけました。またPCR検査体制を整備するとともに、影響を受けた中小事業者へのきめ細かな支援、消費喚起のためのプレミアム付き商品券の発行など、その影響を最小限に食い止めるための対策を講じてまいりました。

現在は、以前の生活を取り戻す切り札とされているワクチン接種を4月から開始し、希望する市民の皆さまに迅速に接種できるよう、医療機関の皆さまのご協力を得ながら職員一丸となって取り組んでいるところです。

引き続き新型コロナウイルス感染症の拡大防止と社会経済活動の両立をはかり、このコロナ禍をなんとかして乗り越えていけるよう尽力してまいります。これからも市民の皆さまのご支援とご協力をよろしくお願いします。



橋田 和実

「西都市認知症高齢者等見守りシール」を利用しませんか？

認知症で行方不明になる恐れがある方を対象に、衣服やカバンなどに貼れる「見守りシール」を交付します。発見者がシールのQRコードを読み取ると、ご家族などへ発見通知メールが届き、**早期発見・保護につながります。**シールをご希望の方は、以下までお電話ください。

- ◆ 健康管理課 地域包括ケア推進係 ☎ 32-1028
- ◆ 西都市北地区地域包括支援センター (妻北・穂北・東米良) ☎ 32-9595
- ◆ 西都市南地区地域包括支援センター (妻南・三納・三財・都於郡) ☎ 41-0511

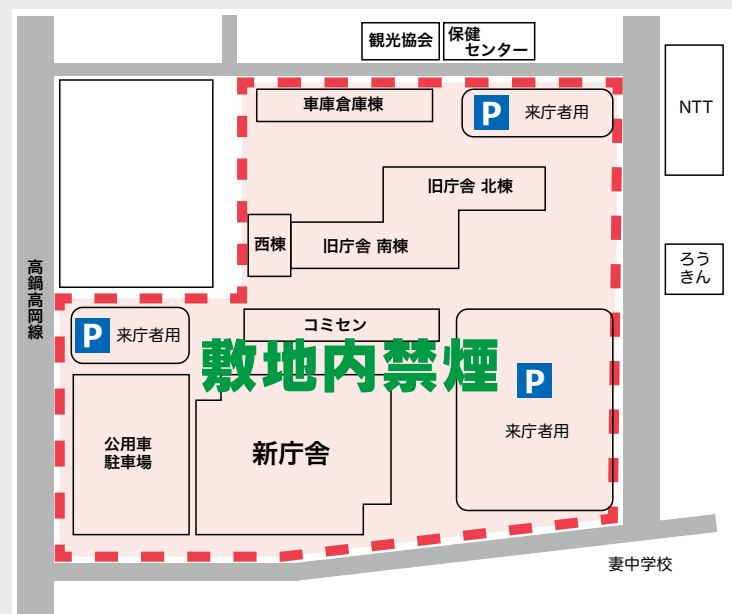


↑見守りシール

敷地内禁煙のお知らせ

令和元年7月1日から「健康増進法の一部を改正する法律」が施行されたことに伴い、市役所庁舎内を禁煙としていましたが、受動喫煙防止対策の推進に向け、6月1日から**庁舎敷地内禁煙**を実施しています。

今月予定している新庁舎開庁後も継続して実施します。皆さまのご理解とご協力をどうぞよろしくお願いいたします。



財政課 ☎ 43-3680

広報紙（抜粋記事）を音声訳したテープをご希望の方はこちらへ
音声訳ボランティア「ひかり」☎ 43-3160（西都市ボランティアセンター）

- 個人情報保護制度・運用状況
- 西都市情報公開条例第18条および西都市個人情報保護条例第50条の規定により、西都市の令和2年度の情報公開制度および個人情報保護制度の運用状況を公表します。
- 《情報公開制度》
- 公文書の開示の請求件数、開示などの決定件数
 - ① 開示請求の件数 72件
 - ② 開示などの決定件数
 - ・ 全部開示 64件
 - ・ 部分開示 6件
 - ・ 不開示 1件
 - ・ 取下げ 1件
 - ③ 審査請求の件数 0件
- 《個人情報保護制度》
- 個人情報の開示請求・訂正請求・利用停止請求の件数
 - ① 開示請求の件数 13件
 - ② 開示などの決定件数
 - ・ 全部開示 9件
 - ・ 部分開示 3件
 - ・ 不開示（不存在） 1件
 - ③ 訂正請求の件数 0件
 - ④ 利用停止請求の件数 0件
 - ⑤ 審査請求の件数 0件
- 問い合わせ 総務課 行政係 ☎ 43-1112

- 案内 西都夏まつり2021 開催中止のお知らせ
- 「西都夏まつり2021」は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止や、来場者および出店者の健康と安全を最優先に考え、開催を中止させていただくこととなりました。
- 幕末より100年以上の歴史を有する、勇壮な互親組太鼓台をはじめとした伝統ある西都夏まつりは、毎年地域の子どもたちや市内外からの多くの来場者でにぎわう、西都を代表する文化の一つであると自負しております。しかしながら、予測のつかない事態に2年続けての中止という苦渋の決断をせざるを得ない状況となりました。
- 皆さまには大変ご迷惑をお掛けいたしますが、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。
- なお、今年度は文化継承の観点から、互親組太鼓台の展示などを中心とした小規模の催しを計画しております。
- 問い合わせ 西都夏まつり振興会（西都商工会議所内） ☎ 43-2111

アンケートに答えて プレゼントをもらっちゃおう♪

（提供：西都原ガイダンスセンター このはな館）

「西都産黒糖」を3人の方へプレゼント！



今月のプレゼントは西都産の黒糖です。コクとうま味がぎゅっと凝縮されていて、お料理に使っても、そのままでもおいしく召し上がれます。ぜひご賞味ください！

▶アンケート

- Q1. 今月号でよかった内容や写真があれば教えてください。
Q2. 広報に関するご意見・ご感想・取り上げてほしい内容などがありましたらお聞かせください。

▶プレゼント応募方法

住所、氏名、年齢、電話番号を記入し、アンケートにお答えの上、以下の宛先までご応募ください。
締切は7月31日（当日消印有効）
※このはな館まで取りに来られる方に限ります。
※当選者には後日連絡します。
【宛先】〒881-8501 西都市広報担当「プレゼントもらっちゃおう7月号」係または、Eメール:koho@city.saito.lg.jp まで。

このはな館について

- 営業時間 9時～17時（レストランは11～15時）
- 休館日 毎週月曜
- 問い合わせ ☎ 43-6230

新着おすすめ本

市立図書館 ☎ 43-0584

7月の休館日▶5日、12日、19日、26日

『防災クエスト』

辻直美／著 小学館クリエイティブ



子育て家庭に最低限知ってほしい防災の知識を、RPGゲーム風のマンガで伝授する。防災クッキングや節水ミッションなど、どれもゲーム感覚で取り組めるものばかり。少しずつ経験値を積み、スキルを覚えて、パーティ（家族）で力を合わせて災害に立ち向かおう！

『ギュギュっと牛乳パック工作大作戦1』

吉田 未希子／著 いかだ社



身近で手に入りやすい素材を使用した、牛乳パック工作シリーズ。1巻では、1人で遊ぶことはもちろん、友達と一緒に楽しめ、さらには楽しいゲーム・パズル16作品を紹介する。牛乳パックの特徴や加工のコツ、道具の上手な使い方も身に付き、知育にもオススメの工作本。

西都市立図書館公式 Twitter (@Saito_Library) では企画展などの最新情報を発信中♪

広告

トラクター・重機・トラック・農機具

古くても、壊れてても、不動車でも

どこよりも高く買い取る

TEL:0986-77-9092

見取り無料
どこでも
かけつけます！

ことを目指
しています！！

広報紙を見て、ご連絡
下さった方へ粗品、又は
買取額10%UP致します。



農機具高価買取専門店
Avanti

〒885-1105 宮崎県都城市丸谷町2107
古物商許可 第951040015111号
携帯：080-3375-9750
FAX：0986-77-9092
https://kaitorimiyazaki.jimdo.com

※この欄は広告です。掲載されている広告の内容などのお問い合わせは、直接広告主へお願いします。

相談・その他

司法書士による消費生活無料相談 ※要予約

日時 7月6日(火) 13～16時
※次回は8月3日(火)
※相談時間は1人30分、電話相談のみ。
予約・問い合わせ 生活環境課 ☎43-1589

男性介護者カフェ ※要申込

日時 7月9日(金) 13時30分～
会場 生きがい交流広場
申込先 市北地区地域包括支援センター ☎32-9595
市南地区地域包括支援センター ☎41-0511

出張年金相談 ※要予約

日時 7月15日(木) 10～12時、13～15時
※次回は8月19日(木)
会場 市民課 年金係内(本庁舎2階)
予約・問い合わせ 高鍋年金事務所 ☎23-5111

無料人権相談

日時 7月20日(火) 10～15時
※次回は8月17日(火)
会場 市生きがい交流広場2階和室
問い合わせ 市民課 ☎43-1204

無料法律相談 ※要予約

日時 7月20日(火) 13時30分～16時
会場 総合福祉センター
予約・問い合わせ 社会福祉協議会 ☎43-4613

県内一斉消毒の日

期日 7月20日(火) ※毎月20日
問い合わせ 農林課 ☎32-1004

オレンジカフェ(認知症カフェ) ※要予約

期日 7月29日(木)
問い合わせ 健康管理課 ☎32-1028

休日納税相談

日時 8月1日(日) 9～16時
会場・問い合わせ先 税務課 ☎32-1001

母子手帳交付

日時 毎週火曜 13時～13時30分
会場 市保健センター1階
問い合わせ 健康管理課 ☎43-1146

妻北小学校
6年 中武 龍基さん



今月の題字



さいとカレンダー

休日在宅医

休日在宅医は変更になることがあります。
事前に電話でご確認ください。

月	日	曜	病院名	主な診療科目 電話番号
7	4	日	三財病院	内科・整形外科 ☎44-5221
	11	日	いわみ小児科医院	小児科 ☎42-1500
	18	日	大塚病院	形成外科・整形外科 ☎43-0016
	18	日	大塚皮膚科医院	皮膚科 ☎43-5234
	22	木	鶴田病院	内科・外科・整形外科 ☎42-3711
	23	金	すぎお医院	胃腸科・内科・肛門科 ☎41-1177
	25	日	上山医院	整形外科 ☎43-1129
8	1	日	児玉内科クリニック	内科 ☎43-1777

まちなかギャラリー夢たまご ☎42-0027

■開館時間：10時～17時
■休館日：月曜 ※7/27、8/2は休館です
6/29(火)～7/4(日) 後藤 静雄 回顧展
7/6(火)～11(日) エンジョイフォトクラブ 写真展
7/13(火)～18(日) 三納小・中卒業生と教師展
7/20(火)～27(火) 西都市美術協会展

市税などの納期のお知らせ

納期期限＝8月2日(月)

国民健康保険税(第1期)
問い合わせ：税務課 納税係 ☎32-1001
介護保険料(第1期)
問い合わせ：健康管理課 介護保険係 ☎43-3024
後期高齢者医療保険料(第1期)
問い合わせ：健康管理課 高齢者医療係 ☎43-0378

※口座振替やコンビニ払い、スマートフォン決済も利用できます。
※納税に関する相談を随時受け付けています。

新型コロナウイルス感染症の影響で、広報紙印刷後に内容が変更となる場合があります。最新情報は市ホームページ「新型コロナウイルス感染症関連情報まとめ」でご確認ください。



▲市 HP

西都児湯医療センター ☎42-1113

西都児湯医療センター情報

西都児湯医療センターは、令和3年4月から2人の常勤医師を迎え、新たな体制でスタートしました。宮崎大学医学部との連携で、整形外科を中心に外科、内科、循環器内科、脳神経外科、泌尿器科、総合診療科など幅広い診療科を備えて市民の皆さまの健康を守っていきます。

今回は、令和3年4月から新設された「泌尿器科」と「総合診療科」をご紹介します。

泌尿器科
泌尿器科は、毎週月曜日と木曜日の午前中に宮崎大学医学部から医師を派遣いただき診療にあたっています。

おしっこが近い、出るのに時間がかかる、漏れるなど日常生活においてお困りの方は泌尿器科の専門的な診察が可能です。少しでもお悩みの方は、早めの受診をおすすめします。

総合診療科
総合診療科とはどんな病気

を診るところだろう? と思われる方が多いかもしれませんが、内科から外科まで、地域の皆さまのあらゆる病気に対応する診療科として近年注目されています。

外来で、どの診療科を受診したらいいかわからない患者さんの窓口としての役割を担うのも特徴です。必要があれば、最適な専門診療科への橋渡しもします。また、複数の持病があつて、どの診療科を受診したらいいのかわからないという方も、安心して受診してください。

毎週、月曜日の午後は小田院長、水曜日の午後は宮崎大学医学部大学院の中武医師が診療を行っておりますのでご相談ください。

西都児湯医療センターは「医療は患者さんのために存在する」を理念に、地域住民の皆さまを優しい心で迎える病院として役割を果たしてまいります。

新たな診療科「泌尿器科」・「総合診療科」のご紹介

西都児湯医療センター事務局

地域おこし協力隊 活動日記

皆さんこんにちは。市では昨年度からシティプロモーション事業に取り組んでいます。私たち協力隊も業務のひとつとして参加させてもらっています。

この事業では、昨年度に基き本方針が策定され、「はじめのまち。西都市」をキャッチフレーズとして、「西都の自然を生かした自然体なワーク&ライフスタイルがはじめられるまち」を都市圏在住の方々に向けて動画やホームページを作成し、発信していくこととなります。撮影や動画の編集は市が委託する(株)読売広告社が行います。動画では、移住して就農されている



地域おこし協力隊
ふじさき しゅういち
藤崎 秀一 さん



YouTube チャンネル用の動画を撮影中



取材中に撮影した銀鏡の山

る方や創業される方などを紹介し、「西都ではじめる人を応援するプロジェクト」として発信する予定です。

これまで地域おこし協力隊としてYouTubeチャンネルやSNSで地域の行事や西都の風景を発信してきました。このシティプロモーションの事業で動画制作に携わりながら、映像技術をしっかりと学んで、自分たちが発信するPR動画をよりよいものになりたいと思います。

今月の手話

「楽しい」
(うれしい・喜ぶ)

楽しそうな表情で行うと、より伝わりやすくなります。



手のひらを胸に向けて、交互に上下させます。

市では、手話奉仕員養成講座を開催しています。興味のある方はぜひお気軽にお越しください。詳しくは福祉事務所 障害福祉係(☎43-1206)へ。

(撮影協力：西都手話サークル ひまわり)

人の動き

■人口 28,296 (-77) ■男 13,286 (-20) ■女 15,010 (-57) ■世帯数 12,041 (-24)
■転入 36 ■転出 93 ■出生 17 ■死亡 37 ■高齢化率(65歳以上) 37.93%

令和3年
6月1日現在

新型コロナウイルス感染症情報

新型コロナウイルスワクチンの集団接種について

西都市では、6月1日から西都市市民会館（西都市小野崎2丁目49番地）にて集団接種を行っております。

現在接種券をお持ちの方は、従来どおりのウェブ予約か電話予約にて予約が可能です。

集団接種は予約枠が十分に確保されております。

※なお、2回目のワクチン接種は、1回目の接種の3週間後（21日後）、同会場（市民会館）、同時時間帯に実施します。

基本的に変更できませんので、2回目の日程も十分考慮してご予約ください。

会場開設日 ※原則以下の日程で行います。詳細は予約時にご確認ください。

	日曜	月曜	火曜	水曜	木曜	金曜	土曜
午前（9:00～12:00）	○	—	○	○	○	—	—
午後（13:30～16:30）	○	—	○	○	○	—	○

集団接種会場での注意点

★ 予約日時の誤りにご注意ください。

★ 当日体調不良などにより、集団接種会場での接種が困難になった場合は、必ずお電話で以下の連絡先へお知らせください。

☎ 予約日当日の
キャンセル連絡先 【平日 8:30～17:15】 ☎0570-065-679
【土日祝 9:00～18:00】 ☎0983-35-3578

※ワクチンの廃棄につながらないように、できるだけ早めにご連絡ください。

★ 予約の受付・変更はお受けできませんので、コールセンターにお電話ください。

ワクチン接種の予約方法

ウェブ予約 ※24 時間受付

<https://v-yoyaku.jp/452084-saito>

市ワクチン接種予約システムはこの QR コードからアクセスできます。



電話予約 ※9～17 時（平日のみ）

西都市新型コロナワクチンコールセンター
☎0570-065-679

※予約の変更もこちらです。

接種日の2週間前からは、大人数での会食など感染リスクの高い行動は控えてください。

接種会場へ行く前に

- ◆ご自宅で体温を測定してください。
明らかに発熱がある場合や体調が悪い場合などは接種を控え、上記の連絡先に必ずご連絡ください。
- ◆予診票をご記入ください。
- ◆半袖シャツに上着をはおるなど、肩を出しやすい服装でお越しください。

当日の持ち物

- ◆接種券
- ◆予診票（接種券と同封されています）
- ◆本人確認書類（運転免許証、健康保険証など）
- ◇お薬手帳（お持ちの場合）

59 歳以下で基礎疾患をお持ちの方へのワクチンの優先接種について

ワクチン接種につきましては、高齢者に続き、59 歳以下で基礎疾患をお持ちの方へ優先接種を行います。基礎疾患をお持ちの方で優先接種を希望される方は、事前に申し込むとワクチン接種券が優先的に送付されます。

※この事前申し込みはワクチンの接種予約ではありませんのでご注意ください。

1. 対象者

昭和 37 年 4 月 2 日から平成 18 年 4 月 1 日までに生まれた方のうち、次の①～⑮のいずれかに該当する方 ※①～⑮は通院していることが条件となります。

- ① 慢性の呼吸器の病気
- ② 慢性の心臓病（高血圧を含む）
- ③ 慢性の腎臓病
- ④ 慢性の肝臓病（肝硬変など）
- ⑤ インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病またはほかの病気を併発している糖尿病
- ⑥ 血液の病気（ただし、鉄欠乏性貧血を除く）
- ⑦ 免疫の機能が低下する病気（治療や緩和ケアを受けている悪性腫瘍を含む）
- ⑧ ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている
- ⑨ 免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患
- ⑩ 神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態（呼吸障害など）
- ⑪ 染色体異常
- ⑫ 重症心身障害（重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態）
- ⑬ 睡眠時無呼吸症候群
- ⑭ 重い精神疾患（精神疾患の治療のため入院、精神障害者保健福祉手帳を所持、または自立支援医療〔精神通院医療〕で「重度かつ継続」に該当）や知的障害（療育手帳を所持）
- ⑮ BMI が 30 以上を満たす肥満の方 ※BMI＝体重（kg）÷身長（m）÷身長（m）

2. 申込方法

氏名（フリガナを含む）、生年月日、住所、電話番号、基礎疾患番号（※ 1. 対象者の①～⑮のうち該当する番号）を記載の上、6. 申込先に郵送、FAX、メールまたは持参してください。

3. 申込期限

7 月 15 日（木）まで

4. 申込後の流れ

申込内容を確認後、接種券を送付します。接種券が届きましたら同封の案内に従い、予約手続きを行ってください。

5. 留意事項

接種を希望される場合は、事前にかかりつけ医などに接種の可否についてご相談ください。

6. 申込先

宛て先：健康管理課新型コロナウイルスワクチン接種対策係

住所：〒881-8501 西都市聖陵町 2 丁目 2 番地

FAX：0983-41-1382

メール：c-taisaku@city.saito.lg.jp

窓口：西都市コミュニティセンター 1 階（平日 8:30 から 17:15 まで）

※電話回線の混雑回避のため、電話では受付を行いません。ご了承ください。